

横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定運営協議会設置要綱

1 目的

横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定第3条に基づき、事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 構成

協議会の構成員は、横須賀市経済部長、経済企画課長、横須賀商工会議所専務理事、産業・地域活性課長、神奈川労働局職業安定部長、職業安定課長、職業対策課長、横須賀公共職業安定所長、横浜南公共職業安定所長とする。

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業結果の評価に関する事項
- (3) その他、雇用対策の実施に当たって、必要な事項

4 開催

- (1) 協議会は、毎年度1回以上開催する。
- (2) 協議会の会長は、横須賀市経済部長とし、副会長は横須賀商工会議所専務理事、神奈川労働局職業安定部長とする。
- (3) 協議会は、会長が招集、開催する。
- (4) 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

5 部会

協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

6 秘密の保持

協議会の構成員及び協議会に参加したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 事務局

横須賀市経済部経済企画課、横須賀商工会議所産業・地域活性課及び神奈川労働局職業安定部職業安定課に事務局を置く。

附則 この要綱は、平成31年3月5日から施行する。